

○印西市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の運用に関する要綱

令和3年3月31日告示第54号

改正 令和6年3月29日告示第61号

印西市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の定めるもののほか、法の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語の意義は、法、政令及び省令によるものとする。

- (1) 確保計画 法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- (2) 適合性判定 法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項に規定する確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (3) 登録省エネ判定機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (4) 計画 法第19条第1項、第20条第2項並びに附則第3条第2項及び第7項に規定する建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- (5) 届出 法第19条第1項及び附則第3条第2項に規定する計画の届出をいう。
- (6) 通知 法第13条第2項及び第3項に規定する確保計画の通知並びに第20条第2項及び附則第3条第7項に規定する計画の通知をいう。
- (7) 向上計画 法第34条第1項及び第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画（変更があったときは、その変更後のもの。）をいう。
- (8) 基準適合認定 法第41条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定をいう。
- (9) 基準省令 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。
- (10) 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。

(11) 登録住宅性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(12) 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証をいう。

（適合性判定に係る確保計画に添付する図書）

第3条 省令第1条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 代理者によって確保計画を提出する場合における当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）又はその写し

(2) 確保計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し

（工場、倉庫その他これらに類する用途）

第4条 印西市手数料条例（昭和58年条例第1号）別表第3第26項に規定する工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものとは、建築基準法上の用途が、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設とする。

（確保計画の軽微な変更）

第5条 確保計画の軽微な変更（省令第3条に規定するものに限る。以下同じ）に係る建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号の書類は、別記第1号様式によるものとする。

2 建築主は、省令第11条の規定により確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合にあっては、変更後の確保計画に関する書類として、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の適合性判定に要した書類（変更に係る部分に限る。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請が、省令第3条に規定する軽微な変更該当すると認めるときは、別記第3号様式による証明書を交付するものとする。

4 代理者によって第2項の申請をする場合にあっては、委任状又はその写しを添えて申請するものとする。

（確保計画の取下げ）

第6条 建築主は、確保計画の提出又は通知をした後に、当該確保計画の適合性判定を受ける前に提出又は通知を取下げの場合にあっては、別記第4号様式による取下げ届の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（確保計画の取りやめ）

第7条 建築主が、適合性判定を受けた確保計画に基づく工事を取りやめる場合にあっては、別記第5号様式による取りやめ届の正本及び副本に、省令第1条第1項の申請書の副本及び省令第4条第1項第1号に規定する適合判定

通知書を添えて市長に提出するものとする。

(確保計画の名義変更届)

第8条 確保計画の適合性判定の通知を受けた建築主は、当該判定に係る建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があったときは、変更前の建築主と変更後の建築主とが連署して別記第6号様式による名義変更届の正本及び副本に、省令第4条第1項第1号に規定する適合判定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(確保計画の報告)

第9条 法第17条第1項の規定による報告を求められた建築主は、別記第7号様式による報告書の正本及び副本に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(届出に係る計画に添付する図書)

第10条 省令第12条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 代理者によって確保計画を提出する場合における委任状又はその写し
 - (2) 計画が建築物の増築又は改築に係るものである場合にあっては、当該計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し
 - (3) 登録省エネ判定機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証
 - (4) 登録住宅性能評価機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証
 - (5) 品確法第5条第1項の住宅性能評価書又は同法施行規則第45条第1項の型式住宅部分等製造者認証書(いずれも戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表一に規定する断熱等性能等級(以下「断熱等性能等級」という。)が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級(以下「一次エネルギー消費量等級」という。)が等級4又は5であることを証するものに限る。)が交付されている場合は、当該住宅性能評価書又は当該型式住宅部分等製造者認証書
 - (6) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書(建築物全体について一次エネルギー消費量基準に適合することを証するものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合(共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合)することを証するものに限る。)が交付されている場合は、当該評価書
- 2 省令第12条第4項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第3号から第6号のいずれか書類を添えた場合にあっては、省令第12条第1項の表の(い)欄に掲げる各種計算書とする。
- 3 第1項第3号から第6号までに掲げる図書を計画に添付する場合、正本に

写し、副本に原本を添付するものとする。

(計画の取下げ)

第11条 建築主は、計画の届出をした後に、当該計画の届出を取下げの場合にあっては、別記第8号様式による取下げ届の正本及び副本を市長に提出するものとする。

(計画の取りやめ)

第12条 建築主が、届出をした計画に基づく工事を取りやめる場合にあっては、別記第9号様式による取りやめ届の正本及び副本に、省令第12条第1項の申請書の副本を添えて市長に提出するものとする。

(計画の名義変更届)

第13条 計画の届出をした建築主は、当該建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があったときは、変更前の建築主と変更後の建築主とが連署して別記第10号様式による名義変更届の正本及び副本を市長に提出するものとする。

(計画の報告)

第14条 法第21条第1項の規定による報告を求められた建築主は、別記第7号様式による報告書の正本及び副本に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(向上計画の認定の申請書に添付する図書)

第15条 省令第23条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 代理者によって向上計画を申請する場合における委任状又はその写し
- (2) 登録省エネ判定機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証
- (4) 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(断熱等性能等級が等級4及び一次エネルギー消費量等級が等級5であることを証するものに限る。)が交付されている場合は、当該設計住宅性能評価書

2 省令第23条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第2号から第4号までに掲げる図書のいずれかを市長に提出する場合における省令第23条第1項の表の(い)項に掲げる各種計算書とする。

3 第1項第2号から第4号までに掲げる図書を計画に添付する場合、正本に写し、副本に原本を添付するものとする。

(確認の申出)

第16条 法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をしようとする者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請書の正本及び副本のほ

か、次の各号に定めるものを市長に提出するものとする。

(1) 申出に係る向上計画が、建築基準法第6条第1項の規定による確認にあたり同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を要するものである場合は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書

(2) 建築基準法第93条第1項の規定により消防長又は消防署長の同意を得る必要がある場合は、建築基準法第6条第1項の確認申請書の副本

2 法第35条第2項の規定による申出をしようとする者は、建築基準法第6条の3第1項ただし書に規定する構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査部分については、前項第1号の規定は適用しない。

（向上計画の軽微な変更）

第17条 向上計画の軽微な変更（省令第26条に規定するものに限る。以下同じ。）に係る建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号の書類は、別記第11号様式によるものとする。

2 建築主は、省令第29条の規定により向上計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める場合にあっては、変更後の向上計画に関する書類として、別記第12号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第23条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の向上計画に要した書類（変更に係る部分に限る。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請が、省令第26条に規定する軽微な変更該当すると認めるときは、別記第13号様式による証明書を交付するものとする。

4 代理者によって第2項の申請をする場合にあっては、委任状又はその写しを添えて申請するものとする。

（向上計画の取下げ）

第18条 建築主は、向上計画の申請をした後に、当該向上計画の認定を受ける前に申請を取下げの場合にあっては、別記第14号様式による取下げ届の正本及び副本を市長に提出するものとする。

（向上計画の取りやめ）

第19条 建築主が、認定を受けた向上計画に基づく工事を取りやめる場合にあっては、別記第15号様式による取りやめ届の正本及び副本に、省令第23条第1項の申請書の副本及び省令第25条第1項に規定する認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

（向上計画の名義変更届）

第20条 向上計画の認定の通知を受けた建築主は、当該認定に係る建築物の建築が完了する前に、建築主の名義に変更があったときは、変更前の建築主と

変更後の建築主とが連署して別記第16号様式による名義変更届の正本及び副本に、省令第25条第1項に規定する認定通知書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(向上計画の報告)

第21条 向上計画の認定の通知を受けた建築主は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が完了したときは、別記第17号様式による報告書の正本及び副本に、当該各号に定めるものを添えて市長に提出するものとする。

(1) 検査済証の写し

(2) 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書又は品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書

(3) 省令第26条で定める軽微な変更があったときは、当該変更の内容が分かる図書

2 法第37条の規定による報告（前項の規定による報告を除く。）を求められた建築主は、別記第7号様式による報告書の正本及び副本に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(基準適合認定の申請書に添付する図書)

第22条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 代理者によって基準適合認定を申請する場合における委任状又はその写し

(2) 当該建築物の検査済証の写し

(3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証

(4) 登録住宅性能評価機関により建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する技術的審査適合証が交付されている場合は、当該技術的審査適合証

(5) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書が交付されている場合は、当該適合判定通知書

(6) 省令第25条第2項に規定する認定通知書が交付されている場合は、当該認定通知書

(7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する認定通知書が交付されている場合は、当該認定通知書

(8) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（断熱等性能等級が等級4及び一次エネルギー消費量等級が等級4又は5に適合することを証するものに限る。ただし、法の施行の際現に存する住宅にあっては、一次エネルギー消費量等級の等級3、4又は5のいずれかに適合することを証するものに限る。）が交付されている場合は、当該建設住宅性能評価書

2 省令第30条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、前項第3号から第

8号までに掲げる図書のいずれかを市長に提出する場合における省令第1条第1項の表の(い)欄に掲げる各種計算書とする。

- 3 第1項第3号から第8号までに掲げる図書を計画に添付する場合、正本に写し、副本に原本を添付するものとする。

(基準適合認定の取下げ)

第23条 建築主は、基準適合認定の申請をした後に、当該基準適合認定の通知を受ける前に申請を取下げの場合にあっては、別記第18号様式による取下げ届の正本及び副本を市長に提出するものとする。

(基準適合認定の取りやめ)

第24条 建築主は、基準適合認定を取りやめる場合は、別記第19号様式による取りやめ届の正本及び副本に、省令第30条第1項の申請書の副本及び省令第31条第1項に規定する認定通知書を添えて市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定の届け出があった場合は、別記第20号様式による認定取消通知書を交付するものとする。

(基準適合認定の報告)

第25条 法第43条第1項の規定による報告を求められた建築主は、別記第7号様式による報告書の正本及び副本に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に受理する当該各項に掲げる申請について適用し、同日前に受理する当該各項に掲げる申請については、なお従前の例による。